ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体に申請していただくことで、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

この制度が適用されるのは以下のいずれにも該当する方です

- 給与所得者等の方で、確定申告の必要がない方
- 寄附先の都道府県及び市区町村が５団体以下の方

○手続きについて

《提出書類》

- 申告特例申請書
  別添の記入例を参考に記入、押印をお願いします。
  申請書は名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 本人確認書類
  下の表のとおり個人番号確認書類と身元確認書類が必要です。

	個人番号確認	身元確認
①個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード（裏面）のコピー	個人番号カード（表面）のコピー
②通知カードをお持ちの場合	通知カードのコピー	いずれか１点のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・その他官公署から発行された顔写真付きの書類 ※顔写真、住所、氏名、生年月日が表示された面の写しが必要です。
③どちらもお持ちでない場合	個人番号が記載された住民票のコピー	同上

《提出期限》

ご寄附いただいた翌年の１月１０日必着

《提出先》

申告特例申請書送付先一覧を参照してください

○ご注意ください

- 申告特例申請書をご提出いただいた後、記載内容に変更がありましたら、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。
- 申告特例申請書をご提出いただいた後、確定申告が必要となった場合には、必ず寄附金税額控除の申告を行ってください。（申告がない場合、寄附金税額控除の適用を受けられません。）

○お問い合わせ先

ふるさと納税全般について　　財政局資金課　　TEL　052-972-2308
個別の寄附金について　　それぞれの寄附金担当部署

※税控除の詳細（限度額など）につきましては、お住まいの市区町村の個人住民税担当課へお尋ねください。（名古屋市にお住いの方は財政局税制課　TEL　052-972-2333）